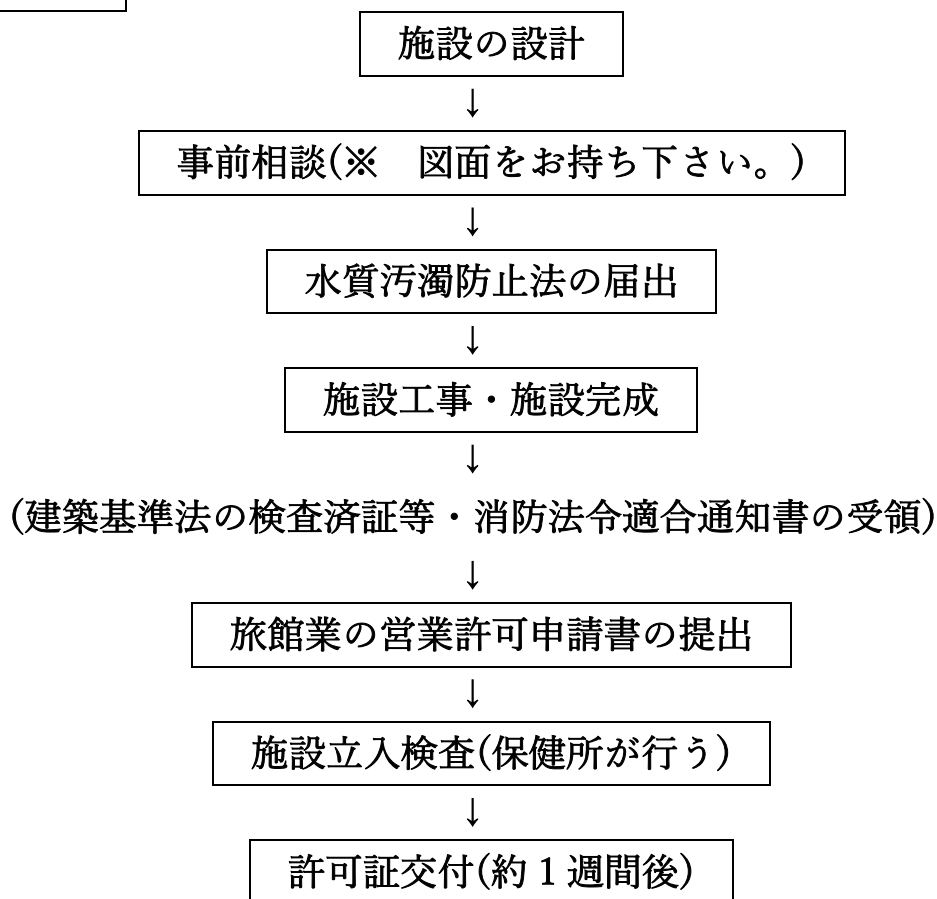


旅館業法の営業許可申請の手引き

手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)で旅館業を営営するためには、旅館業法等の構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(第 1 号様式)により保健所長に営業許可申請を行い、大分県知事の許可を受ける必要があります。

※1 構造基準に適合していない場合は、許可証の交付を受けることができません。

施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。

※2 建築基準法第 48 条の規定に基づき、都市計画で定められている用途地域により、立地が制限される場合があります。

詳しくは、経営しようとする施設のある市町村の建築基準法所管課又は土木事務所(※)へご相談ください。

(※) 地域によって相談先が異なります。

旅館業法の許可の区分について

【許可が必要な施設について】

宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意志を持ち、かつその行為が社会性を有して行われる場合は、旅館業法の営業の許可を受ける必要があります。

(許可が必要かどうかの判断基準)

以下の(1)～(4)の要件で判断

(1) 宿泊料を受けていること。

「宿泊料」という名目以外で、宿泊の対価にあたる料金を徴収している場合を含みます。

(2) ベッドや布団、毛布等の寝具を使用して施設を利用すること。

宿泊者が寝具を持ち込む場合も含みます。

(3) 施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること。

(4) 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること。

旅館業法の営業許可には「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」「下宿営業」の3種類があります。

許可の種類	旅館業法の定義
旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業形態
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人(※ 2人以上)で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。 カプセルホテル、キャンプ場のバンガロー、いわゆる農家民宿施設はこの区分に入ります。
下宿営業	施設を設け、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業形態。

もくじ

旅館業法許可申請 提出書類一覧表	・・・P.4
旅館業法許可申請書の記入上の注意	・・・P.5
申請書の記載例	・・・P.6
添付書類について	・・・P.6
旅館・ホテル営業の構造基準	・・・P.8
簡易宿所営業の構造基準	・・・P.9
下宿業の構造基準	・・・P.10
衛生に関する共通の基準	・・・P.11
旅館業の許可を受けた後の手続等	・・・P.14
参考：関連法令等	・・・P.16

旅館業法許可申請 提出書類一覧表

書類 区分	書類名		内容	✓
申請書	旅館業営業許可申請書 第1号様式		「申請書の記載例」を参考にして記入してください。	
添 付 書 類	1	敷地内における建物の配置図		
	2	営業施設の構造設備を明らかにする図面	縮尺及び面積を明記してください。	
	3	営業施設から、おおむね150メートル以内の見取図	学校、児童福祉施設等の位置、主要道路、建物等を記載したものを提出してください。	
	4	給水、給湯、汚水排出等の系統を表示した平面図及び立面図		
	5	浴用に供する水に関する水質検査成績書 (※ 共同浴室を設置している場合のみ)	お風呂やシャワーに使用しようとする <u>原水</u> のレジオネラ属菌の検査です。 (※ お風呂にためている浴槽水の検査ではありません。)	
	6	法人にあっては、定款又は寄付行為の写し		
	7	建築基準法に基づく「検査済証」の写し等	建築主事等が交付する検査済証の写し (建築物の用途変更が必要な場合) 用途変更する床面積の合計が200㎡を超える場合 ・用途変更に係る確認済証 用途変更する床面積の合計が200㎡以下の場合 ・建築基準関係規定に適合している旨の「建築士による証明書」	
	8	消防法令適合通知書		
	9	代表者、役員一覧 (法人のみ)	氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所を記載した一覧表	
	許可申請手数料		24,400 円 (※ 季節的な営業・一時的な営業で営業期間が4か月未満の場合は8,000円) 窓口等にて現金等で納付してください。	

※併せて提出するもの 申請者が個人の場合・・・運転免許証、住民票の写し等を提示
申請者が法人の場合・・・登記事項証明書等を添付

旅館業法許可申請書の記入上の注意

申請書の記入方法について

申請者の住所、氏名、生年月日

個人の場合は、「氏名」「現住所」を記入。

法人の場合は「登記された主たる事務所の所在地」「法人名」「代表者氏名」を記入。

略字、略号等は記入しないようにしてください。

(例：■■町 2-1-6→■■町二丁目 1 番 6 号)

※ 国、地方公共団体等が申請する場合は、当該団体の長が申請することを原則とするが、法令や内部規則などで管理・経営責任が下部に委任されている場合は、その受任者でもかまいません。

ただし、それを証するもの(事務委任規則等の写し)を添付してください。

1 営業施設の名称

営業の種別に応じた名称が望ましい

2 営業施設の所在地

同一施設の所在地が 2 つ以上にまたがる場合は、そのすべてを記入。

3 営業の種別

「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」「下宿営業」のいずれかを記入。

4 営業施設の構造設備の概要

建築様式(例：木造 2 階建)、採光換気設備、トイレ、浴室等設備等の概要を記入。なお、建築様式以外の項目は別紙で添付してもよい。

(※ 別紙で添付する場合は、「別紙のとおり」と記入してください。)

5 旅館業法施行規則第 5 条第 1 項に該当するときは、その旨

以下①～④に該当する場合は、その旨を記入。(該当しない場合は「該当なし」と記入)

- ① キャンプ場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- ② 交通の著しく不便な地域にある施設
- ③ スポーツ大会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- ④ 農林漁業体験民宿業に係る施設 (いわゆる「グリーンツーリズム」)

6 旅館業法第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、その内容

旅館業法で定める欠格要件に該当する場合は、その旨を記入

該当しない場合は「該当なし」と記入

添付資料について

1 敷地内における建物の配置図

2 営業施設の構造設備を明らかにする図面

各室の設備、配置、用途、脱衣室、浴槽等を表示した平面図

※ 縮尺及び面積を明記してください。

※ 旅館業の用に供しない自室がある場合は、建物配置図に自室の区分を記入してください。

3 営業施設から、おおむね 150 メートル以内の見取図

営業施設の他に、学校、児童福祉施設等の位置、主要道路、建物等を記載したものを提出してください。

※ゼンリン等の地図の写しでも可。

法第 3 条第 3 項該当施設があれば、その施設からの距離を記入してください。

※注 法 3 条第 3 項該当施設とは・・・

(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校（ただし、大学を除く）

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫校）、高等学校、中等教育学校（中高一貫校）、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園

(2) 児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

(3) 社会教育法に定める社会教育に関する施設

図書館、博物館、博物館法第 29 条に規定する博物館に相当する施設、社会教育法第五章に規定する公民館、その他知事の指定する施設

※ これらの施設がおおむね 100 メートル以内にある場合は、その施設長の意見が必要になり、許可まで時間がかかる場合があります。

4 給水、給湯、汚水排出等の系統を表示した平面図及び立面図

循環式浴槽を設置している場合は、旅館業法施行条例第 4 条第 2 項第 1 4 号に規定する基準を満たすものとする。

5 浴用に供する水に関する水質検査成績書

（条例第 5 条第 1 項第 8 号に定めるもののうち浴槽水に関するものを除く。）

風呂やシャワーに使用しようとする原水のレジオネラ属菌の検査です。

（※ お風呂にためている浴槽水の検査ではありません。）

上水道・簡易水道・専用水道や、大分県給水施設条例第 2 条に規定する給水施設により供給される水を使用している場合でも必要です。

- (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水のこと)
- (2) 原水(原湯の原料に用いる水、または浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水のこと)。
- (3) 上がり用湯(洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水のこと。)
- (4) 上がり用水(洗い場やシャワーに備え付けられた水栓から供給される水のこと。)

6 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

上記の書類と併せて、下記の書類等をご準備ください。

個人の場合は、運転免許証や住民票の写し等を呈示してください。

法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。

7 建築基準法に基づく「検査済証」の写し

旅館業として使用する建築物の建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
市町村又は土木事務所の建築基準法所管課に問い合わせして下さい。

また、住宅で簡易宿所を始める等、建築物の用途変更が必要な場合は、用途変更面積により、以下の書類の提出をお願いします。

用途変更する床面積の合計が 200m²を超える場合

- ・用途変更に係る確認済証（土木事務所建築基準法所管部署）

用途変更する床面積の合計が 200m²以下の場合

- ・建築基準関係規定に適合している旨の「建築士による証明書」

8 消防署長からの「消防法令適合通知書」

詳しくは、最寄りの消防署にお尋ねください。

9 代表者、役員情報一覧（法人のみ）

代表者、役員の方の氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所を記載した一覧表

旅館・ホテル営業の構造基準等について

	構造基準（旅館業法施行令第1条関係）		基準の目的
1	客室の面積	一客室の床面積は、7m ² 以上であること。 (寝台を置く客室にあっては 9m ² であること。)	衛生確保のための最低面積を規定
2	面接場所	玄関帳場もしくは宿泊者の確認を適切に行うための設備として施行規則第4条の3で規定するものを有すること	宿泊者と面接するため。
		施行規則第4条の3 事故が発生したときそのた緊急時における迅速な対応（通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる）が可能であること。	緊急時対応
		宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認その他善良な風俗の保持が可能であること。	感染症発生時に係る措置 善良な風俗の保持 防犯等の措置
3	換気・照明	適当な換気、採光、照明及び排水の設備を有すること。 (※ 全ての客室で、採光できる必要があります。)	客室内の衛生保持
4	浴室	適当な規模の浴室を有すること。 ※ 近くに公衆浴場がある場合は浴室を設けないこともできる。	利用者の利便を図るため
5	洗面設備	適当な規模の洗面設備を有すること	
6	便所	適当な数の便所を有すること。	
7	学校等への対応	設置場所からおおむね 100m 以内に学校等がある場合は、射幸心をそそる遊技をさせる設備が見とosすることができないよう措置すること	青少年の教育環境の保全

	利用基準（旅館業法施行令第3条関係）
1	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示又は備え付けないこと。
2	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと

簡易宿所営業の構造基準等について

	構造基準（旅館業法施行令第1条関係）		基準の目的
1	客室の面積	(1) 宿泊者の最大数が10人以上の場合 客室の延べ面積が33m²以上であること。 (2) 宿泊者の最大数が10人以下の場合 1部屋の面積が(3.3m²×宿泊者数)であること。	就寝時に宿泊者どうしが一定の間隔を保つため
2	換気・照明	適当な換気、採光、照明及び排水の設備を有すること。 (※ 全ての客室で、採光できる必要があります。)	客室内の衛生保持
3	浴室	適当な規模の浴室を有すること。 ※ 近くに公衆浴場がある場合は浴室を設けなくてもよい。	利用者の利便を図るため
4	洗面設備	適当な規模の洗面設備を有すること	
5	便所	適当な数の便所を有すること。	
6	階層式寝台の構造	階層式寝台を設ける場合は、上段と下段の間隔はおおむね1m以上であること。	衛生確保のために必要な最低基準

	利用基準（旅館業法施行令第3条関係）
1	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示又は備え付けないこと。
2	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと

下宿営業の構造基準等について

【構造設備に関する基準】

	構造基準（旅館業法施行令第1条関係）		基準の設定理由
1	換気・照明	適当な換気、採光、照明及び排水の設備を有すること。 (※ 全ての客室で、採光できる必要があります。)	客室内の衛生保持
2	浴室	適当な規模の浴室を有すること。 ※ 近くに公衆浴場がある場合は浴室を設けなくてもよい。	利用者の利便を図るため
3	洗面設備	適当な規模の洗面設備を有すること	
4	便所	適当な数の便所を有すること。	

	利用基準（旅館業法施行令第3条関係）
1	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示又は備え付けないこと。
2	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと

衛生に関する共通の基準について

衛生基準（旅館業法第4条、旅館業法施行条例第4条関係）		基準の目的
1	建物の周囲、客室及び便所等は、常に清潔であり、ねずみ、昆虫等の駆除が行われること。	施設の清潔保持
2	客に使用する寝具類は、常に清潔であること。	浴室内の設備の腐食防止
3	客が使用する浴衣その他の直接身体に触れる布類は、客1人ごとに取り替え、その都度洗濯すること。	感染症の予防
4	換気、採光、照明、防湿及び排水の設備については、宿泊に支障のないよう適正に管理すること。	施設の清潔保持

【共同浴室に関する共通の基準】

衛生基準（旅館業法第4条、旅館業法施行条例第4条関係）		基準の目的
1	<u>原湯・原水・上がり用湯・上がり用水・浴槽水は、レジオネラ属菌に関する基準(10cfu/100mL 未満)に適合する湯水であること。</u>	共同浴室に使用する湯水の安全性を担保するため
2	浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。	浴槽水の清潔保持
3	打たせ湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと	エアロゾルが発生する設備に対し清潔な湯水を使用させるため
4	露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。	比較的レジオネラ属菌に汚染されやすい湯水と浴槽水を分離し、浴槽水中の汚染を防ぐため
5	原湯等を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）の生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
6	浴槽水は、毎日完全に換水し、浴槽を清掃すること。 （循環式浴槽で毎日完全に換水しないもの又は常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせる浴槽にあっては、1週間に1回以上）	
7	調節箱は、生物膜の状況を監視し、1年に1回以上、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
8	シャワーは、少なくとも1週間に1回、内部の水が置き換わるように通水すること。	

	シャワーヘッド及びホースは、6箇月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、1年に1回以上洗浄及び消毒を行うこと。	
9	図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること	事業者が把握できない配管や不要な配管からのレジオネラ属菌を排除するため
10	浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。	入浴マナーの周知
11	<u>浴槽水についてレジオネラ属菌に係る水質検査を行い、その結果を所管する保健所長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。</u>	入浴者の安心・安全確保
12	衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。	事業者の衛生管理体制の確保
13	水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、3年間保管すること。	関係書類の保存

【循環式浴槽が設けられている場合に適用される基準】

衛生基準（旅館業法第4条、旅館業法施行条例第4条関係）			基準の目的				
1	貯湯槽の原湯等の温度は、常に摂氏 60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯の消毒を行うこと。		貯湯槽内をレジオネラ属菌が繁殖できない条件に保持させるため				
2	1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。		科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの				
3	浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。		エアロゾル発生防止				
4	浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度について毎日測定するとともに、以下の基準に保つこと。 <table><tr><td>遊離残留塩素濃度</td><td>0.4mg/L(最高 1.0mg/L まで)</td></tr><tr><td>結合残留塩素濃度</td><td>3.0mg/L 程度に維持</td></tr></table> ただし、これにより難しい場合で知事が認めるときは、この限りでない。		遊離残留塩素濃度	0.4mg/L(最高 1.0mg/L まで)	結合残留塩素濃度	3.0mg/L 程度に維持	浴槽水のレジオネラ属菌の殺菌に有効な薬剤、濃度域を指定するもの ※塩素系薬剤使用の場合には、遊離又は結合残留塩素濃度のいずれかで管理すればよい
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L(最高 1.0mg/L まで)						
結合残留塩素濃度	3.0mg/L 程度に維持						
5	浴槽水の消毒に <u>塩素系薬剤</u> を使用しているときは、当該薬剤を <u>ろ過器の直前に投入</u> すること。		科学的知見から、浴槽水の消毒に有効な箇所を指定するもの				

衛生基準（旅館業法第4条、旅館業法施行条例第4条関係）		基準の目的
6	集毛器は、毎日清掃と消毒を行うこと。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
7	あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続しないこと。	オーバーフロー水を使用する場合には、回収槽の設置が必要であり、回収槽以外への接続を禁止するため
8	オーバーフロー還水管及び回収した湯水を貯留する回収槽の内部の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
9	水位計は、 <u>配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。</u>	
10	水位計配管は、1週間に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。	
11	浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、 <u>連日使用している浴槽水を使用しないこと。</u>	エアロゾルを発生させる設備はレジオネラ症の感染リスクが高いため、使用する湯水を限定するもの
12	気泡発生装置等の内部における生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
13	浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。	湯水が滞留している間にバイオフィームが形成されることを防ぐため
14	配管は、内部の湯水を完全に排水できるような構造(適切な勾配・水抜き栓の設置等)とすること。	配管内に湯水が残留し、レジオネラ属菌の温床になることを防ぐため

◆表中の用語

循環式浴槽：ろ過器等を通して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。

調節箱：洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。

気泡発生装置等：気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備

旅館業の許可を受けた後の手続き等

【浴槽水のレジオネラ属菌検査の実施及び管轄保健所への提出】

毎年、浴槽水のレジオネラ属菌の検査を行って

- (1) その結果を入浴者の見やすい場所に掲示するとともに
- (2) 所管する保健所に検査結果を報告してください。

なお、検査の頻度は、以下のとおりです。

浴槽の種類	換水頻度	測定頻度
循環式浴槽でないもの (掛け流し式)	-	年 1 回以上
循環式浴槽	浴槽水を毎日換水するもの	年 1 回以上
	浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒し、2 日以上使用するもの	年 2 回以上
	浴槽水を塩素系薬剤を使用しない方法で消毒し、2 日以上使用するもの	年 4 回以上

【変更届出書の提出】

以下の事項を変更した場合は、変更のあった日から 10 日以内に、所管する保健所あてに「旅館営業許可申請事項変更届(第 4 号様式)」を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
施設の名称	施設の名称を変更した場合	
開設者の氏名、法人の名称、住所	【個人の場合】 氏名、住所 (※ 氏名については、婚姻等により姓が変わった場合) 【法人の場合】 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地	<u>営業者が変わる場合は、「旅館業営業承継承認」又は「新規の営業許可」が必要です。</u> 変更内容が確認できる書類(個人の場合、運転免許証の写し等の呈示、法人の場合は登記事項証明書の添付)をお願いします。
施設の所在地	町名変更、境界の変更等により住所が変更される場合に限りま す。	<u>施設を移転させる場合は、新規の営業許可が必要</u> になります。)
施設の種別 (下宿営業の追加)	「旅館・ホテル」「簡易宿所」を営業している施設で「下宿営業」を行う場合	<u>左記以外の種別を変更する場合(旅館・ホテル → 簡易宿所等)は、新規の営業許可が必要</u> になります。

【変更届出書の提出】

以下の事項を変更する場合は、事前に保健所に相談してから「旅館営業許可申請事項変更届(第4号様式)」を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
構造設備	増築・改築を行う場合や 客室数を増減させる場合 ※ <u>大規模な増築・改築を行う場合は、新たに新規の営業許可が必要になることがあります。</u>	<u>変更の内容が分かる図面等を用意して、事前に保健所に相談</u> してください。

【廃止届出の提出】

旅館業法施行規則第4条の規定により、営業を長期間にわたって休止する場合や廃止する場合は、事実があった日から10日以内に、所管する保健所あてに「旅館営業廃止(停止)届(第5号様式)」を提出してください。

【宿泊者名簿について】

宿泊者名簿は、感染症や食中毒発生時の調査のためのものです。

必ず作成して、3年間保存してください。

宿泊者名簿に関すること

(1) 記載事項

- ・ 宿泊者の氏名
- ・ 住所
- ・ 連絡先
- ・ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
※ 旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存する
- ・ 宿泊者の年齢
- ・ 到着日時及び出発日時

(2) 保存期間

作成した日から3年間（電子データでの保存可）

(3) 保管場所

旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかに備えること。

参考：関連法令等

旅館業法に関連する法律は数多くあります。以下に一例をあげますので、手続き等に漏れないよう気をつけて下さい。

	関連法令	法令の趣旨	必要な許可や届出
1	水質汚濁防止法	下宿営業以外の旅館業法の営業施設を営む場合、特定施設設置届出が必要	設置の 60 日前までに保健所に届出
2	瀬戸内海環境保全特別措置法	1 の施設のうち、1 日最大排水量が 50 トンを超える施設は、設置許可が必要(一部地域を除く)	大分県環境保全課 (TEL:097-506-3117) にご相談ください。
3	都市計画法	用途地域によっては建築が不可	各市町村の都市計画法担当課へご照会ください。
4	建築基準法	(1) 旅館として使用する部分の床面積が 200m ² を超える場合、建築確認申請が必要 (2) 防火・避難に関する構造設備が必要	別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市は市役所、その他は管轄の土木事務所にご相談下さい。
5	消防法	火災予防・防火・避難に関する構造設備が必要	最寄りの消防署にご相談ください。
6	食品衛生法	客に食事を提供する場合は、営業許可が必要	事前に保健所に許可の申請
7	公衆浴場法	宿泊者以外の者を入浴させる場合は、許可が必要	事前に保健所に許可の申請
8	温泉法	(1) 温泉を掘削する場合は掘削許可が必要 (2) 温泉水を使用する場合は、温泉利用許可が必要	事前に保健所に許可の申請
9	水道法	(1) 水道水の受水槽を設置する場合は、簡易専用水道又は小規模簡易専用水道の設置届出の提出が必要 (2) 一定以上の規模の井戸等を設置して給水に使用する場合は、専用水道の認可が必要	市役所（町村役場）にご相談ください。
10	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	旅館業の用に使用される延べ面積が、3,000m ² 以上である場合、届出が必要	使用し始めてから 1 か月以内に保健所に届出
11	浄化槽法	(1) 浄化槽を設置する場合に届出が必要 (2) 浄化槽の使用を開始する場合に届出が必要	設置の前に届出 (提出先は、市町村によって異なります。)